

# 鹿沼市自治公民館等補助金交付について

鹿沼市協働のまちづくり課  
(令和4年4月1日 制度一部改正)

## 1 概要と補助額

- ・着手前申請型補助金のため、必ず工事等を実施する前に相談・申請してください。
- ・補助対象は自治会単位です。支部、区ごとでは申請できません。
- ・敷地借上げに対する補助を除き、一度補助を受けた自治会は、その翌年度、翌々年度は補助を受けることができません。(3年に一度)

### ① 自治公民館等の新築、増改築に対する補助

補助額：新築の場合 5分の2以内(補助額500万円以下)

※ 複数の公民館を統合して新築する場合 2分の1以内(補助額800万円以下)

増改築の場合 2分の1以内(補助額100万円以下)

### ② 自治公民館等の修繕に対する補助

補助額：2分の1以内(補助額100万円以下)

### ③ 敷地借上げ(地代)に対する補助

補助額：補助対象経費の100%以内 ※補助対象経費は必ずしも実費とは限りません。

## 2 申請の手続き

### ① 事前相談

まずは協働のまちづくり課へご相談ください。ご要望をお伺いし、補助対象となるかを判断します。

※ 補助金の交付を受けるまでに、半年～1年以上かかります。(緊急修繕を除く)

※ 原則、要望を受け付けた順に本申請をご案内しています。

### ② 見積書提出

指定された時期までに見積書をご提出ください。

※ 地代補助の場合、契約書の写しをご提出ください。

※ 本申請時に大幅な増額があると、満額での補助を受けられない可能性があります。

### ③ 補助交付申請(本申請)

協働のまちづくり課から連絡がありましたら、下記の書類を提出してください。

#### 提出書類

申請書、実施計画書、収支内訳書、見積書又は契約書の写し 等

### ④ 補助金交付決定

申請に基づき『補助金等交付決定通知書』を送付します。

⑤ 補助事業開始（地代補助以外）・前金払い請求

施設の新築、修繕工事等をはじめてください。

※ 公民館修繕の場合、補助事業完了後に『修繕前の写真』を提出する必要があるため、工事（作業）前に必ず撮影しておいてください。

〈前金払の請求〉

決定通知書を受領した日から15日以内に下記の書類を提出してください。

提出書類

補助金等交付前金払請求書、支払先指定口座の書類（通帳のコピー等）

⑥ 補助金支払い

指定された口座に補助金を交付します。交付までに2～3週間かかります。

⑦ 完了報告

補助事業が完了したら、完了日から15日以内に下記の書類を提出してください。

提出書類

〈新築・修繕等の場合〉

修繕箇所の写真（実施前/実施後）、領収書の写し

〈敷地借上げの場合〉

支払い先と支払日が記載された領収書・振込明細書の写し

⑧ 検査結果通知

補助事業の内容を検査し、『補助事業検査結果等通知書』を送付します。

